

令和 3 年 第 2 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和 3 年 第 2 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 3 年 2 月 25 日 (木) 午後 12 時 58 分 閉 会 令和 3 年 2 月 25 日 (木) 午後 1 時 23 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	出席
	3	森 孝 之	出席	13	石 田 吉 光	出席
	4	高 橋 正 志	出席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	出席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	出席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	小 嶋 将 史	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	8 番 新 井 裕 之 委員			19 番 浦 口 義 之 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第1号 農地あっせんについて					全件報告承認
第 3	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について					全件確認済
第 4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について					許可相当
第 5	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					全件原案可決
第 6	追加 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について					全件原案可決
第 7	議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について					原案可決

(午後12時58分 開会)

◎開会宣言

- 議長 只今から令和3年第2回共和町農業委員会総会を開催致します。
現在の出席委員数は、全員出席の20名です。
お諮りします。招集告示後に受理した案件について、議案に追加の上、審議することに、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、告示後の受理案件を、追加審議することに決定致します。次に、本総会に提出された議案については、すでにお配りしている議案綴のとおり、報告1件、議案5件の、合計6件です。なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は会議規則第14条の規定により、8番 新井委員および19番 浦口委員を指名致します。

◎日程第2 報告第1号 農地あっせんについて

- 議長 日程第2 報告第1号「農地あっせんについて」を議題と致します。
事務局より報告願います。
- 農地係長 今回のあっせん報告は2件です。
(報告第1号を朗読)
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
よって、農地あっせんについては、報告済と致します。

◎日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

- 議長 日程第3 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
事務局より報告願います。
- 農地係長 今回の合意解約は、3件です。
(議案第1号を朗読)
なお、補足であります。1番は、貸主の営農再開に伴い、返還となるもの、2番は、期間満了前に返還し、借主が変更となるもの、3番は、農地あっせんの成立に伴うものがございます。この度、合意解約された農地は全件、この後、議案第3号の基盤強化法ならびに、追加議案第5号で、それぞれ新規の所有権移転、または利用権設定として審議をいただく予定です。説明は以上です。
- 議長 なお、3番は、私の親族に関する件でございます。会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により、退席致します。この間、議長は、職務代理者の浦口委員に交代致します。

- (今村会長 退席)
(浦口代理 議長席へ着席)
- 職務代理者 会長に代わり、議長を務めます。
それでは、3番のみ、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 職務代理者 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
通知のあった合意解約は、成立していることとして、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 職務代理者 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。今村会長は、着席願います。
(今村会長 入室)
- 職務代理者 今村会長の案件については、合意解約が成立していることを確認致しました。これをもって、議長を交代致します。
(浦口代理 自席へ着席)
(今村会長 議長席へ着席)
- 議長 それでは、3番を除く全件について、ご質疑を受けます。質疑ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
通知のあった合意解約は、成立していることとして、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

◎日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 日程第4 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。
- 農地係長 (議案第2号を朗読)
補足であります。1番は、親子間の生前贈与でありまして、平成28年度から翌、29年度にかけて、国の農業次世代人材投資事業(準備型)、いわゆる元の青年就農給付金の交付を受け、農業大学校で研修を受けた後、平成30年度から親元就農をしてございます。この事業の交付要件として、就農後、5年以内に当該農業経営を継承が必須で、特に、平成30年度までの交付該当者にあつては、農地の所有権移転、いわゆる農地の生前贈与をしなくてはなりません。
以上、申請の内容は、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、「農地の全部を効率的に利用」、「農作業の常時従事」、「取得後の面積合計が下限面積に到達」、「地域との調和」、すべての要

件を満たすため、許可相当と考えます。説明は、以上です。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 日程第5 議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

○農地係長 今回は、売買3件、貸借24件の、計27件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

なお、今回の要請内容は、基盤強化法第18条第3項の「基本構想適合要件」、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」をすべて満たしていると考えます。説明は、以上です。

○議長 なお、所有権移転の3番は、私の親族に関する件でございます。会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により、退席を致します。この間、議長は、職務代理者の浦口委員に交代致します。

(今村会長 退席)

(浦口代理 議長席へ着席)

○職務代理者 会長に代わり、議長を務めます。

それでは、所有権移転の3番のみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○職務代理者 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することに、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○職務代理者 異議なしと認めます。よって、共和町長へ要請することに決定致します。今村会長は、着席願います。

(今村会長 入室)

○職務代理者 今村会長の案件については、共和町長に要請することに決定致しました。これをもって、議長を交代致します。

(浦口代理 自席へ着席)

(今村会長 議長席へ着席)

○議長 次に、利用権等設定の3番から6番は、新井委員に関する件でございます。会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により、退席願います。

(新井委員 退席)

○議長 それでは、利用権等設定の3番から6番のみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり要請して、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長へ要請することに決定致します。
新井委員は着席願います。
(新井委員 着席)
- 議長 新井委員の案件については、共和町長へ要請することに決定致しました。
次に、利用権等設定の9番は、森孝之委員に関する件でございます。会議規則 第10条「議事参与の制限」の規定により、退席を願います。
(森孝之委員 退席)
- 議長 それでは、利用権等設定の9番のみ、ご質疑を受けます。質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり要請して、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長へ要請することに決定致します。
森孝之委員は着席願います。
(森孝之委員 着席)
- 議長 森孝之委員の案件については、共和町長へ要請することに決定致しました。
それでは、所有権移転の3番、利用権等設定の3番から6番ならびに、9番を除く全件について、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり要請して、異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって共和町長へ要請することに決定致します。

◎日程第6 追加議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 日程第6 追加議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。
事務局より説明願います。
(追加議案第5号、議案書を朗読)
- 農地係長 今回の集積計画の内容は、基盤強化法第18条第3項の各要件をすべ

て満たしていると考えます。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

○議長 日程第7 議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見聴取について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

○農地係長 (議案第4号、議案書を朗読)

補足として、本案件に係る今までの経過について、お話をさせていただきます。北海道農業公社へ「農地中間管理事業」を用いて貸し付けた畑の所有者は、ヤチナイの方でありまして、所有者から農業公社へ、10年間の貸付に係る集積計画は、平成28年4月28日に本総会で決定、その後、公社から、宮丘の現耕作者への貸付に係る配分計画の意見聴取にあっては、平成28年5月30日の本総会で「適当」と判断、再設定前の配分計画の始期は、北海道の認可を経て、平成28年7月12日から令和3年4月27日までの約5年間で設定しておりました。なお、利用権の再更新ができるため、借主の希望で、期間を5年としておりましたが、契約期間の満了に伴い、所有者から農業公社への貸付期間の10年のうち、残りの5年間について、利用権の再設定を行うものでございます。また、借賃の単価は、再設定前と同じ、反3500円です。参考ですが、この案件にあっては、当初の平成28年度当時、農地中間管理事業において、農地の出し手に交付される「機構集積協力金」の要件に該当したため、所有者に対して、既に「耕作者集積協力金」が交付済であることを申し添えます。以上、配分計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律および、農地中間管理事業規程に適合しているため、「適当」と判断致します。今後の事務手続であります。本日の農業委員会総会での意見を町へ提出、意見を基に、町が作成した配分計画案をもって、農業公社で農用地利用配分計画を決定、その後、北海道において、配分計画を4月15日水曜日に認可する予定でございます。説明は、以上です。

○議長 説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案の配分計画を「適当」と認めて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、「適当」と認める旨、回答することに

決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。
よって、令和3年第2回共和町農業委員会総会を閉会致します。

(午後 1 時 2 3 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 8 番 新 井 裕 之 印

議事録署名委員 1 9 番 浦 口 義 之 印